

● 無人ヘリコプターによる防除を実施するにあたっての危被害防止対策

1. 実施に当たっての危被害防止対策

空中散布等を実施する際には、実施区域及びその周辺における危被害防止に万全を期すとともに、操作要員及び作業者の安全に十分留意するものとする。

特に、公衆衛生関係（家屋、学校、水道・水源等）、畜水産関係（家畜、家きん、みつばち、蚕、魚介類その他の水産動植物等）、他作物関係（散布対象以外の農作物等）及び野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）に対して危被害を発生させるおそれがないように努めるとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 架線等の危険箇所及び実施除外区域を示した地図を作成する等、実施区域及びその周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を示す標識を設置すること。
- (2) 実施区域内への人の立入防止を徹底すること。特に学校、通学路等の周辺で実施する場合にあっては、実施区域周辺に十分注意し、実施区域内に児童、生徒等が立ち入らないようにするための措置を徹底すること。
- (3) 実施区域周辺において、空中散布等の対象以外の農作物に農薬が飛散するなどの危被害が生じないようにするために必要な措置を徹底すること。また、農薬の飛散低減の観点から、飛散しにくい剤の使用及び散布方法の実施に努めること。
特に、実施区域周辺において、飛来する農薬が原因となって有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の防除対象以外の農作物への危被害が生じないために必要な措置の徹底に努めること。
- (4) 操作要員の作業を補助する者（以下「補助員」という。）を機体毎に1名以上配置し、一層の周囲の安全確保に努めること。
- (5) 操作要員及び補助員の安全を十分に確保し、特に以下の事項に留意すること。
 - [1] 操作要員及び補助員は保護具を着用すること。
 - [2] 必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。
 - [3] 操作要員は足場の良いところを移動すること。また、足場が不安定な場所では機体を止めてから移動すること。
 - [4] 操縦に不具合が発生した場合には、機体を速やかに安全な場所に降下させること。
 - [5] 同一地区に2機以上を同時に飛行させる場合は、操作要員等が事前に確認を行った上で、電波の混信が起らないよう異なった周波数を使用すること。
- (6) 空中散布等の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境若しくは生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該区域での実施を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後処理を行うこと。

2. 記録の保管

実施主体は、別記様式により空中散布等の記録を保管しておくとともに、その実施区域にある関係指導機関から求めがあった場合にはこれらの記録を提出するものとする。

3. 機体の保管

無人ヘリコプターの機体、散布装置等の所有者は、これら機材が本来の目的外に使用されることを防止するため、保管管理に当たっては倉庫等の安全な場所に施錠保管する等、厳重な保管管理の徹底に努めるものとする。

4. 散布飛行の方法

散布飛行の方法については、次のとおりとする。

- (1) 空中散布等の方法は、風下から散布を開始する横風散布を基本とし、操作要員及び周辺環境等への影響等に十分配慮して作業効果の確保に努めること。
- (2) 個々の詳細な散布方法については「無人ヘリコプター利用技術指導指針」を参照するものとする。また、農薬を散布する場合にあっては、無人ヘリコプター散布用として登録を受けたものを、使用上の注意事項を遵守して使用しなければならない。
- (3) 飛行速度及び飛行間隔については、散布の均一性が確保されるよう十分配慮すること。
- (4) 飛行高度については、散布薬剤の物理性、気象条件、散布場所及びその周辺区域の地形等を勘案して加減

すること。

- (5) 空中散布等は、気流の安定した時間帯に、かつ、地上1.5mにおける風速が3m/s以下の場合に実施すること。なお、当該風速を超える場合には空中散布等を行わないことを徹底するとともに、超えない場合であっても風向きを考慮した散布を行うよう努めること。

5. 利用できる技術

空中散布等に利用できる技術は、試験機関等の行う散布試験、調査等により、その安全性、効果等が確認されたものに限るものとする。

6. 操作要員、機種等

操作要員の技術及び機体等の性能等は、次のとおりとする。

- (1) 操作要員は、空中散布等に用いられる機種の操縦技術に習熟しており、かつ、無人ヘリコプターを用いた農薬等の散布に関する技術を修得している者であること。
- (2) 機体等は、空中散布等の作業に適した性能を有し、かつ、保守及び整備のための体制が整備されているものであること。

7. 空中散布等の効果調査

実施主体は、空中散布等の合理的な実施及び危被害の未然防止等に資するため、地域の実状を勘案して散布飛行状況、散布効果等に関する調査を行うものとする。

[参考]

- ▶ 無人ヘリコプター利用技術指導指針：

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/pdf/muzin1.pdf

- ▶ 農林水産省 農林水産航空事業に関する情報

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/